

学ぶ  
夢みる  
そして輝く

# 日 立 市 学 校 教 育 振 興 計 画

2024 - 2028

# 目 次

<b>第1章 計画の策定に当たって</b> .....	1
1 策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
(1) 法的な位置付け.....	3
(2) 上位計画との関係.....	3
3 計画の期間及び進行管理.....	4
<b>第2章 教育を取り巻く現状とこれまでの取組状況</b> .....	5
1 教育を取り巻く社会情勢.....	6
(1) 将来の予測が困難な時代において求められる資質・能力の育成.....	6
(2) 少子化・人口減少と学校環境の整備・充実.....	6
(3) デジタル化の推進と社会のグローバル化の進展.....	6
(4) 持続可能な社会実現のための創り手の育成.....	6
(5) 共生社会の実現に向けた教育の推進.....	7
(6) 教職員が児童生徒に向き合う時間の確保 (学校における働き方改革の推進).....	7
2 国における教育政策の動向.....	7
3 本市における取組の状況.....	8
(1) 未来を拓くプロジェクトの推進.....	8
(2) 「ひたちらしさ」をいかした取組の推進.....	9
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	11
1 計画の基本理念.....	12
2 計画の特徴.....	12
【視点1】 ひたちらしさ.....	12
【視点2】 デジタル化.....	13
【視点3】 誰一人取り残さない教育.....	13
【視点4】 支え合い.....	13

<b>第4章 今後5年間で取り組む施策</b> .....	15
1 施策の体系 .....	16
(1) 推進テーマ .....	16
(2) 施策の柱 .....	16
2 施策の体系図 .....	18
3 施策の展開 .....	22
施策の柱Ⅰ 確かな学力の向上と活用する力の育成 .....	24
施策の柱Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 .....	34
施策の柱Ⅲ 子ども一人一人に寄り添う教育の推進 .....	46
施策の柱Ⅳ 変化の激しい社会を生き抜く能力の育成 .....	58
施策の柱Ⅴ 教育環境の充実と地域と連携した魅力ある学校づくり .....	66
施策の柱Ⅵ すべての子どもたちが安全・安心に過ごせる環境づくり .....	78
<b>第5章 参考資料</b> .....	83
1 計画の策定経過 .....	84
2 策定委員会 .....	86
(1) 日立市学校教育振興計画策定委員会委員名簿 .....	86
(2) 日立市学校教育振興計画策定委員会設置要項 .....	87
3 目標指標一覧 .....	89
4 主な取組一覧 .....	90
5 意見聴取の結果 .....	94
6 用語の解説 .....	95

本文中の\*印の付いている用語は、巻末（P95～97）に解説があります。

# 第 1 章

---

計画の策定に当たって

## 1 策定の趣旨

- これまで、本市では「日立市教育振興基本計画」（計画期間：2019〔令和元〕年度～2023〔令和5〕年度）を基に、様々な教育施策を展開してきました。
- 日立市教育振興基本計画の期間が終了するに当たり、急速な情報化や技術革新、グローバル化など社会経済情勢の変化を始め、「学校教育」、「生涯学習」、「スポーツ」の分野ごとに課題やニーズが広範化かつ多様化していることを踏まえ、効果的な施策形成を図るため、1つの計画にまとめていた3分野をそれぞれ個別の計画として策定することとしました。

## 2 計画の位置付け

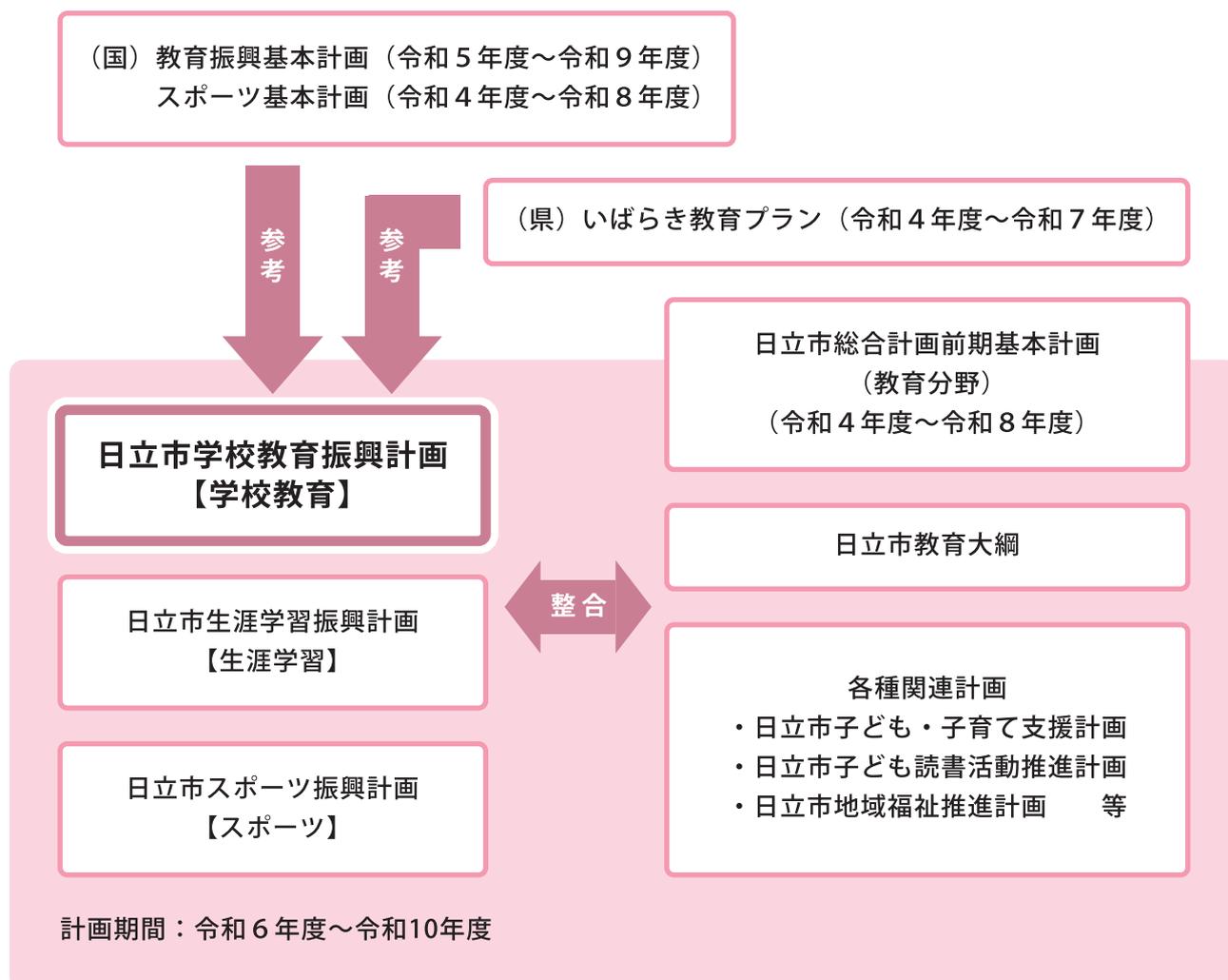
### (1) 法的な位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

### (2) 上位計画との関係

ア 本計画は、国の「第4期教育振興基本計画」（計画期間：2023〔令和5〕年度～2027〔令和9〕年度）、県の「いばらき教育プラン」（計画期間：2022〔令和4〕年度～2025〔令和7〕年度）及び本市の各種関連計画と調和のとれた計画として策定します。

イ また、本市が目指す教育の基本的な考え方を示した「日立市教育大綱」や上位計画である「日立市総合計画前期基本計画」（計画期間：2022〔令和4〕年度～2026〔令和8〕年度）に示す学校教育に関する施策をより具体的に推進する計画として策定します。



### 3 計画の期間及び進行管理

- 本計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。
- また、本市の教育目標を実現するため、本計画に掲げる施策や事業を着実に実行するとともに、成果を検証・分析し、その結果に応じて事業内容を見直します。このため、各施策の成果を見極めるための目標指標を設定し、PDCAサイクルの手法を取り入れた進行管理を実施します。
- 施策の進行管理については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用しながら、より効果的な施策を推進していきます。

#### PDCAサイクル図



## 第 2 章

---

教育を取り巻く現状と  
これまでの取組状況

### (1) 将来の予測が困難な時代において求められる資質・能力の育成

将来の予測が困難で、不確実な変動性のある時代においては、大規模災害や未知のウイルス、地球温暖化がもたらす気候変動などに直面したとき、知恵を出し合い協力し合って、難題を乗り越えていく資質や能力が求められます。

また、教育の理念や目指すべき方向性は、先行きが不透明な時代においても、変わることのない、立ち返るべき教育の「不易」であり、同時に社会や時代の「流行」を取り入れてこそ、教育の大切な使命が果たされます。

### (2) 少子化・人口減少と学習環境の整備・充実

人口減少が加速する中、日本の生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の3分の2に減少すると推計されており、少子化・人口減少は、社会経済の活力や水準の維持ばかりでなく、まちの活力や学校教育などへも大きな影響を及ぼします。

本市においては、少子化に伴う児童生徒数や学級数の減少による様々な教育的課題の解消に向け、令和3年に策定した「日立市立学校再編計画」に基づき、学習環境の整備・充実を推進しています。

### (3) デジタル化の推進と社会のグローバル化の進展

技術革新によってあらゆるものがインターネットにつながり、急速にデジタル化が進展する中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、オンライン教育の環境整備が進むなど、学びの変容がもたらされてきました。

また、インターネットを通じたコミュニケーションが広く普及した現在、個人のレベルでも、文化的な背景や言語の異なる人々と交流する機会が増大してきており、英語教育の充実とともに、異なる文化を理解し、尊重する態度を身に付けることが求められています。

### (4) 持続可能な社会実現のための創り手の育成

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、現代社会の諸問題を自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことが、問題解決につながる新たな価値観の創造や行動等の変容をもたらします。そのため、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習や教育活動が重要になります。

## (5) 共生社会の実現に向けた教育の推進

一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなってきています。

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、LGBTQ、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現に向けた教育を推進することが求められています。

## (6) 教職員が児童生徒に向き合う時間の確保（学校における働き方改革※の推進）

社会情勢の変化に伴い、学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する現代において、子どもたちの健やかな成長を支え、豊かな学びを実現していくために、教職員自身の心身の健康維持と、持てる力の全てを傾けられるような環境整備が求められています。

また、教職員が安心して本務に集中し、子どもたちに対して、質の高い教育を提供できるよう、働き方改革の加速化、指導・運営体制の充実、教職員の育成支援を一体的に進めていく必要があります。

さらに、障害のある児童生徒や外国人児童生徒への指導、子どもの貧困やヤングケアラー\*など、多様な子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな指導や、いじめや不登校等への対応を含め、学校の指導体制の強化・充実が求められています。

## 2 国における教育政策の動向

国においては、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までを計画期間とする第4期教育振興基本計画が策定されました。

コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング\*の向上」を掲げ、5つの基本の方針が示されています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

## 3 本市における取組の状況

### (1) 未来を拓くプロジェクトの推進

本市では、これまでの計画期間（2019〔令和元〕年度～2023〔令和5〕年度）において、基本理念である「未来を拓く人づくり」の実現に向けて、重点的に推進する主な取組を「未来を拓くプロジェクト」として位置付け、展開してきました。

#### ア 確かな学力の育成

社会のグローバル化や技術革新が急速に進む中で、多様性を尊重し、国際社会に通用するコミュニケーション能力を養うとともに、基礎・基本の定着や自ら学び考える確かな学力の育成を目指しています。

具体的には、教職員に対する研修の実施や指導主事等による学校訪問、教育課題の調査研究を行うなど、教職員の資質向上に努めるほか、ICT支援員\*の配置、指導者用デジタル教科書利活用研修会の実施、GIGAだよりの発行など、子どもたちの情報活用能力を育成するために、教職員のICTスキルの向上を図っています。

さらに、教職員の海外派遣研修、児童生徒に対する英語体験活動の推進、外国語指導助手の活用による英語力の育成など、外国語（英語）教育の充実に努めています。

様々な取組の結果、小学6年生と中学3年生を対象とした令和5年度の全国学力・学習状況調査では、「算数・数学の授業がよく分かる児童生徒の割合」が小学生79.9%、中学生75.0%であり、中学生では、国・県の平均を上回る状況となっています。

#### イ 教育環境の向上

人口減少や少子化が深刻化する中で、学校の担う役割は、多様化・複雑化しており、これからの時代を生きる子どもたちの学びを支えるため、学校・地域・家庭が連携しながら、教育環境の向上を図っています。

校舎等の改築や大規模改造の実施、老朽化した日立特別支援学校の整備を始め、トイレ改修やエアコンの整備等、学校施設の整備を着実に実施しています。

また、全ての市立小・中・義務教育・特別支援学校に学校運営協議会\*を設置し運営しながら、地域学校協働活動\*を更に推進し、学校と地域・家庭との連携により、子どもたちを育む取組を推進しています。

## ウ 放課後や休日の活動環境の充実

核家族化や共働き世帯の増加などにより、一人で過ごすことの多い子どもが増えていることから、放課後や休日を有意義に活動できる安全・安心な居場所や地域の大人と触れ合える環境を整備しています。

全ての子どもたちが安全・安心に過ごせる環境の整備を図るため、利用者ニーズに応えた、放課後児童クラブや放課後子ども教室\*の開設・運営をしています。

目標指標の「放課後子ども教室\*の開設数」は、計画どおりの開設数を達成することができています。

さらに、参加する子どもたちが放課後をより豊かに過ごすことができるよう、体験活動等の充実に努めています。

### (2) 「ひたちらしさ」をいかした取組の推進

本市では、海・山の豊かな自然環境、特色ある教育施設、そして、先人たちによって築かれてきた独自の文化やコミュニティによるまちづくりなどの「ひたちらしさ」をいかした取組を推進しています。

社会のグローバル化や急速に進む技術革新に対応できるよう、情報教育環境の整備や英語教育の充実を図るとともに、自分のよさや将来の夢を記録する未来パスポートを活用して、目標や夢への意欲の向上を図るなど、子どもたちの未来を拓く力の育成を目指しています。

本市では、N I E\*の推進、科学学習の推進（日立理科クラブ\*や「理科室のおじさん\*」による授業支援等）、校外での郷土学習の実施、体育の授業におけるゲストティーチャーの活用など、本市独自の取組による未来を拓く人づくりを推進しています。

また、教育環境の充実を図るため、教育相談員\*や生活指導員\*の配置、子ども発達相談センター\*の運営など、教育に関する相談体制の充実に取り組んでいます。

情報教育環境についても、タブレット端末やプロジェクター、電子黒板などが着実に整備されています。

本市では、1975（昭和50）年度から小学1年生にランドセルを、2020（令和2）年度から中学1年生にスクールカバンを贈呈し、保護者の負担軽減を図ることで全国的にメディア等からの注目も集めており、シビックプライドの醸成にも寄与しています。

また、学校給食費について、2018（平成30）年度から月額500円の本市独自の助成を開始し、2023（令和5）年度からは他の自治体に先駆けて、小中学生を対象に、給食費の無償化を実施し、子育て世帯に対する手厚い支援

を行っています。あわせて、学校給食の情報発信内容の充実、アレルギー除去食の提供など、学校給食の充実に努めています。

第  
2  
章

教育を取り巻く現状とこれまでの取組状況

# 第 3 章

---

## 計画の基本的な考え方

## 未来を拓く人づくり

情報技術の急速な進展や人口減少などにより、将来の予測が困難な時代の中で、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造し、夢に向かって、未来を拓く人材の育成が求められています。

本市の学校教育では、「ものづくりのまち」として培われてきた技術や精神とともに、郷土への愛着や伝統・文化などを基盤として、グローバルに活躍できるための基礎を育みます。

計画の策定に当たっては、教育を取り巻く社会情勢等を踏まえ、次の4つの視点を持って策定します。

### 視点1 ひたちらしさ

学校給食の無償化やランドセル・スクールカバンの贈呈等の他の自治体に先駆けて実施している取組のほか、豊かな自然や工業都市としての優れた地域環境、特色ある教育施設などをいかした取組など、他の自治体に先駆けて取り組んでいる、あるいは独自に工夫を加えて取り組んでいる、本市ならではの誇るべき「ひたちらしさ」をいかした取組を推進する計画としました。



給食の様子

## 視点2 デジタル化

児童生徒の情報活用能力や、教職員のICTを活用した指導力の向上を図るため、これまで整備してきたICT機器やデジタル教科書等の積極的な活用を推進する計画としました。



ICTを活用した授業の様子

## 視点3 誰一人取り残さない教育（SDGsの方向性との合致）

特別支援教育\*の推進、不登校児童生徒への支援、子どもの貧困対策、教育相談体制の整備など、障害の有無や年齢、性別、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、全ての子どもたちが共に学ぶことができる教育環境の整備を図るため、誰一人取り残さない、全ての子どもたちの可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育を推進する計画としました。



教育相談員研修会の様子

## 視点4 支え合い

学校運営協議会\*と地域学校協働活動\*の一体的推進、家庭教育支援の充実、休日の部活動の地域への移行に向けた環境の整備などの学校・家庭・地域の連携・協働による取組などにより、学校と家庭や地域との連携による子どもの豊かな育ちを確保するための仕組みづくりを推進する計画としました。



学校運営協議会の様子

